



# ほっと Communication

新木地区臨時号

印南 宏後援会 会報

2011. 10. 15

## 速報 新木駅 駅舎改修概要が示される！

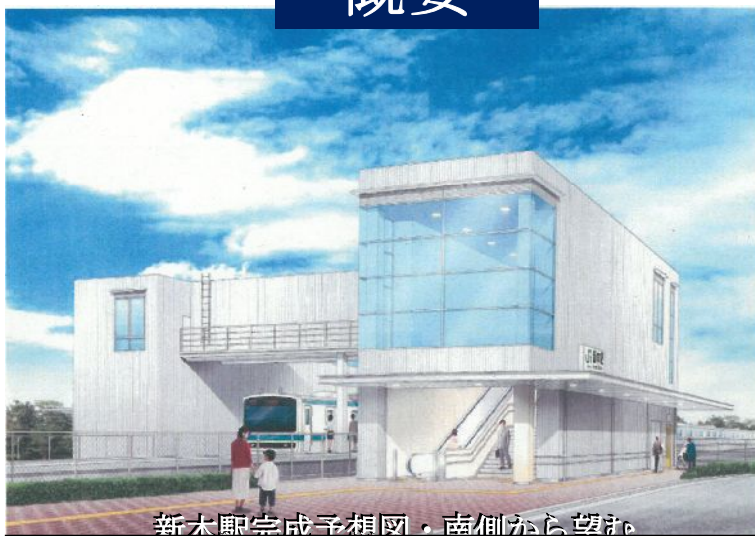
駅南北にエレベーターとエスカレーター設置へ！  
新自由通路の整備も！

### 概要

新木駅は市内JR駅で唯一（無人駅である東我孫子駅を除く）、エレベーターとエスカレーターが無く、南北を結ぶ通路のバリアフリー化が実現していません。そこで、新木駅を利用する住民の皆さんが中心となり、高齢化が進んでいく中で一刻も早く「人にやさしい駅」として整備するための活発な請願活動が行われてきました。その成果が実り、この十月初旬、市役所交通課から、南北エレベーター・エスカレーターが整備された新木駅の完成予想図が示されました。

これまで、新たな自由通路と駅南北口にエレベーター・エスカレーターを設置するには北側斜線で影響する新木駅北側民有地を取得しなければならないという問題点がありましたが、今回、取得しなくても建築基準法上をクリアする基本設計ができ上がったことが事業の前進につながりました。

住民の皆さんとともに  
更なる改善に努力！



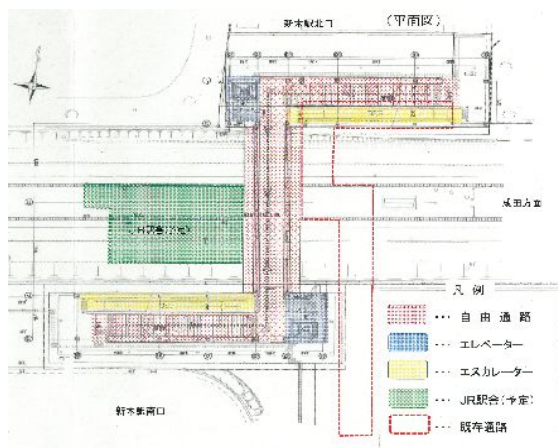
新木駅完成予想図・南側から望む

#### 基本設計の考え方

自由通路と駅南北口エレベーター・エスカレーターの早期実現化を図るために、民有地を取得しないで、建築基準法上支障ないように計画した。

また、現在の自由通路を使用しながら築造するため、新しい自由通路は現在の自由通路の湖北寄りになる。

印南は今日まで新木駅周辺のまちづくりとして新木駅の橋上化・南北エレベーター・エスカレーターの早期設置、南北自由通路と下新木踏切の安全対策等を積極的に議会で質問・提言をしてまいりました。今後も新木駅北口のアクセス改善のための用地確保、南北の交流道路の整備、下新木踏切の安全対策等市民の皆さんと一緒に改善に努めてまいります。



#### 諸データ

##### 鉄骨造 地上2階建

- ・ 建築面積：436㎡
- ・ 延べ床面積：494㎡
- ・ 最高高さ：10.1m
- ・ 自由通路及び階段の幅員：2.4m（現況と同じ）
- ・ エスカレーターの幅員：1m
- ・ エレベーターの規格：乗用人数11人（車椅子対応）

整備期間：平成24年度～25年度（予定）



現場主義

## 宏がお答えいたします！

### ご意見（１）野焼きで煙る日が多くなる。対策は？

**印南 宏：** お答えします！廃棄物等の野焼き（野外焼却）は、ダイオキシン対策のため、法律で禁じられています。違反者には「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはこの併科」が科せられるとなっています。ただし、農作物等にかかる病虫害の防除の為に行われるものや、稲わらやもみ殻などを焼却（炭化）して農地に還元するために行われるものなど、農業を営む上でやむを得ず行われるものに関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規制が適用されません。

しかし、やむを得ない場合であっても、周辺住環境に及ぼす影響はできるだけ抑えることは適当であると考えています。市では、毎年、稲刈り時期の前に、市内全農家に対して周知文書を発送し、やむを得ず野焼きする場合であっても、風向きや時間帯を考慮するなど、周辺住環境に十分な配慮をするようお願いをしています。

また、苦情や要望が寄せられた際には、市職員が現地を確認した上で、原因者の農家の方とお会いし、焼却の中止を含めて適切な対処に努めています。

野焼きで気になった場合は市役所、環境経済部、クリーンセンター電話 04-7187-0015 までお問い合わせをお願いします。

### ご意見（２）宗教法人所有の新木駅前施設建設の行方は？

**印南 宏：** お答えします！平成18年6月、土地の所有者であった鹿島建設が、新木駅南側商業地区左サイトの約半分にあたる3,000平米を宗教法人に売却したことに対して、駅前一等地であることから街の活性化が阻害されるのを危惧して、南新木自治会住民97%の方々が宗教法人の施設建設を反対する署名を添えて平成19年3月議会に請願書を提出されました。

該当の土地は地区計画の対象ではないことから、建築基準法の規定による建築は現時点でも可能な状態にあるとともに、地区計画を変更しようにも地権者の同意を得ることが非常に難しくなっています。

ただし、宗教法人側は、施設の建設については地元の反対を受けて、現在具体的な建設計画の予定はないことと、今後のことも全くの白紙であると表明しています。

平成19年3月議会当時、私は請願を審査する都市建設常任委員でした。慎重審査の上、請願に賛成し現在に至っています。今後も住民の皆さんと論議し、行動していきたいと思っています。

### ご意見（３）下新木踏切の安全対策の進捗は？

**印南 宏：** お答えします！下新木踏切の拡幅は、踏切から国道356号までの約130メートルの歩道用地確保が大原則です。しかし、この用地確保、特に両側幅員の確保は、過去の経緯を考慮しても用地買収にはお金も時間も必要となり、大変難しい事業となっています。

しかし、この踏切は、毎日新木小に通う子供たちにとって危険な通学路となっています。そこで、お金と時間のかかる中・長期的な抜本改良策を実施する前に、安全を確保するための短期的な改良策として、「踏切内の車幅はそのまま人道、歩道部分のみを拡幅して歩車道の境界ラインを明確にする」という安全対策を早急 to 実施すべきと、私は提案してまいりました。

そんな中、今年、3月に22年度事業として調査していた「下新木踏切改良事業業務委託」が完成しました。今後はこの委託結果を中心に改良案を詰めて、下新木踏切の安全対策を行っていく計画となっています。一刻も早く、安全・安心な踏切となるように努めてまいります。

私のホームページがリニューアル：<http://www7b.biglobe.ne.jp/~innami-hiroshi/>

私のブログも更新中：<http://hiroshi4649.at.webry.info/>